

当社乗合バスの運賃改定内容について

平素より当社乗合バスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、運賃に消費税率引き上げ相当分を転嫁させていただくため、当社乗合バスについては5月31日に、国土交通省に対して、運賃の変更認可申請いたしました。10月1日以降の改定運賃は以下のとおりです。
お客様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

運賃改定日：令和元年10月1日

改定運賃一覧

横浜交通開発(株) 乗合バス

(1) 普通乗車券・市内均一区間 (ICカードでご乗車) : 1円単位)

区分	現行運賃	新運賃
大人	216円	220円
小児	108円	110円

(2) 普通乗車券・市内均一区間 (現金でご乗車) : 10円単位) (変更なし)

区分	現行運賃	新運賃
大人	220円	220円
小児	110円	110円

(3) 通勤定期乗車券

区分	1か月		3か月		6か月	
	現行運賃	新運賃	現行運賃	新運賃	現行運賃	新運賃
全線	9,650円	9,900円	27,500円	28,220円	52,110円	53,460円

(4) 通学定期乗車券（中学生以上）

区分	1か月		3か月		6か月	
	現行運賃	新運賃	現行運賃	新運賃	現行運賃	新運賃
全線	6,740円	6,920円	19,210円	19,720円	36,400円	37,370円

(5) 通学定期乗車券（小学生以下）

区分	1か月		3か月		6か月	
	現行運賃	新運賃	現行運賃	新運賃	現行運賃	新運賃
全線	2,170円	2,230円	6,180円	6,360円	11,720円	12,040円

○ 運賃改定前の定期券について

お手持ちの定期券につきましては、券面に表示した通用期間に限り、そのままご使用いただけます。また、運賃改定前に発売する定期券は、通用開始日が10月1日以降でも現行運賃の金額で発売します。

【参考】横浜交通開発(株)乗合バスの障害者割引制度について（今回変更はありません）

	種別	障害者本人の年齢	割引対象となる方	割引率
乗合バス	第1種・第2種身体障害者 第1種・第2種知的障害者	制限なし	本人及び介護者	○普通乗車券 一日乗車券等 ⇒ 5割引 ○定期乗車券 ⇒ 3割引

○児童養護施設や知的障害児施設などを利用されている方及びその付添人についても、同様の割引を受けられます。

○介護者と同乗する障害者が幼児（6歳未満）の場合、障害者本人は無料、介護者には割引を適用します。

○なお、介護者・付添人に対しては、障害者割引の対象となる障害者本人と同伴してご乗車される場合に限り、割引運賃が適用されます。介護者・付添人の方が単独でご乗車される場合（送迎など含む）は、割引運賃は適用されません。；」

※割引を受けられる際には、手帳・割引証をご提示ください（コピー・福祉特別乗車券での割引は不可）。

お問い合わせ先

横浜交通開発株式会社 運輸課 Tel045-620-7382